

居宅サービス事業に関する設備等の留意点について

平成28年1月28日
平成28年12月1日改正
埼玉県福祉部高齢者福祉課
施設・事業者指導担当

県所管の居宅サービス事業所（※1）が設置する設備等に関して、次のとおり留意すべき事項をまとめました。

居宅サービス事業所を利用する高齢者が安心・安全にサービスの提供を受けられるよう事業所の環境整備をお願いします。

※1 訪問サービス、通所サービス、短期入所生活介護サービスが対象です。

※2 平成28年12月1日より、通所介護の項目の「1 食堂及び機能訓練室」の面積除外項目に②として「廊下(通路)」を加えました。

共通

1 既存の建物を賃借（購入）する場合

- その建物が建築基準法に適合している（検査済証が交付されている）か、都市計画法に基づく用途地域に問題ないか、バリアフリー法の対象建築物になっている場合に基準に適合しているか、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合しているかなどを確認してください。

指定申請の際には、上記の事項も確認の上、「関係法令を遵守する旨の誓約書（参考様式30）」を作成してください。

2 テナントの区画を事業所とする場合

- 原則として専用区画内に設備、備品を設置してください。
- トイレや洗面所（手指洗浄）が共用部分にあり、不特定の人が使用する場合には、衛生管理上、特に注意が必要です。感染症予防等の対策を講じてください。

3 自宅の一部を事業所とする場合

- プライバシーの保護や衛生管理の観点から、生活の場と事業所を分けてください。

（利用者が来所してサービスを受ける通所サービス等については、玄関、廊下、階段、トイレ等を共用することはサービス提供に支障がありますので、

それぞれ設置してください。)

- 自宅所有者と事業者との賃貸借契約の締結が必要です。
- 4 事業所を2階以上に設置する場合
- 介助が必要な高齢者や車イス使用者の来所に対応できるような配慮が必要です（エレベーターや階段昇降機の設置等）。
- 5 同一建物内に同一法人の複数の介護保険事業所を設置する場合
- 事務室、相談室、トイレ、洗面所は、業務に支障がない場合は共用が可能です。（ただし、短期入所生活介護事業所で利用者が使用するトイレ、洗面所は共用できません。）
 - 事務室を共用とする場合は、机、パソコン、鍵付きロッカー等について事業ごとに区画を分けてください。

通所介護

1 食堂及び機能訓練室

- 面積は有効面積となります。内法で測定してください。
- 次の設備等は、有効面積に含まれません。
 - ① 玄関部分、下駄箱
 - ② 廊下(通路)
 - ③ 柱
 - ④ 備付けのロッカーや家具（移動式のテレビ台や訓練用の器具は面積に含めることができます）
 - ⑤ キッチン、冷蔵庫、洗面台
 - ⑥ 浴室、脱衣所
 - ⑦ 静養室部分及び静養室以外に設置している静養用のベッド
 - ⑧ 他の事業との共用部分（事務室、相談室等）に機能訓練室の一部を通らなければならない場合は、その部分は「廊下」となります。
※ 廊下幅は0.8m（バリアフリー法施行令の出入口の幅相当分）
 - ⑨ 単位ごとに介護職員1人が1か所から全体を見渡せる範囲以外の場所
 - ⑩ その他、機能訓練に必要なのない場所

2 浴室

- 短期入所生活介護、有料老人ホーム（サ高住）と併設している場合で、通所介護の入浴時間が上記事業と明確に分けられているものは共用とすることができます。
ただし、通所介護のサービス提供中に有料老人ホームの入居者等が入浴のために通所介護の専用区画を通過して浴室に行くことはできません。

3 事務室

- 部屋の形状になっていること（プライバシーの保護のため、オープンカウンターは適切とはいえません。）
- 事務室に受付窓口を設ける場合は、鍵付きの窓を設置するなど、窓口から事務室内に侵入できないようにしてください。また、窓口から個人情報等が見られないよう、カーテンの設置やパソコン等の配置に配慮してください。

4 相談室

- 部屋の形状になっていること
ただし、事務室内に相談室を設ける場合は、事務の業務に支障がない区画を確保した上で、相談の内容が漏れいしないよう区画部分をパーテーションで囲うなど、相談者が落ち着いて相談できる環境を整えたものは相談室として使用できます。
- 車イスの利用者が入れるスペースを確保してください。

5 静養室

- 部屋の状態になっていることが望ましい。
ただし、機能訓練室内で、静養室として区画を確保できる場合には、カーテンで囲った部分を静養室とすることができます。
この場合、静養室部分は、食堂及び機能訓練室の面積に含めることはできません。
- 静養者の体調急変をすぐに感知できる体制を整えてください（例：ナースコールの設置等）。
- 利用者の起き上がりの負担軽減、床の塵や埃の吸い込み防止、介護職員の介助に係る負担軽減の観点から、原則としてベッドを設置してください。
ベッドは横幅が概ね1 m以上のもの設置してください。（施術台のような幅や長さが短いものは、寝返りができないことなど使用上の問題があるため、ベッドとして設置することは適切とはいえません。）

6 部屋の配置

- 利用者が使用するもの（食堂、機能訓練室、静養室、利用者用トイレ、利用者用洗面所等）は同一階に設置してください。

7 段差の解消

- 段差を解消する措置を講じてください。なお、通路用のスロープは有効面積に含まれません。

短期入所生活介護（単独型）

- 1 居室
 - ・ 面積は有効面積となります。内法で測定してください。
- 2 廊下
 - ・ 手すりを設置してください。（階段も同様）
 - ・ 廊下幅は、手すりから手すりまでの幅が片廊下で1. 8m以上、中廊下で2. 7m以上を確保してください。
- 3 トイレ
 - ・ 居室のある階ごとに設置してください。
 - ・ ユニットにおけるトイレの数は概ね3人に1か所を目安としてください。
 - ・ ナースコール（準ずる設備）を設置してください。
- 4 洗面設備
 - ・ 居室のある階ごとに設置してください。
- 5 介護職員室
 - ・ 居室のある階ごとに設置してください。
- 6 看護職員室
 - ・ 業務に支障がなく十分なスペースを確保できる場合は、介護職員室と共用することができます。
- 7 汚物処理室
 - ・ 他の設備と区分された一定のスペースを設けてください。

短期入所生活介護（併設・空床利用型）

特別養護老人ホーム等の設備基準に従い設置してください。